

# 台東区立東浅草小学校

## いじめ防止対策の「基本方針および具体的方策」

平成26年10月策定 同11月ホームページ掲載 令和6年3月改定

### 今年度の重点項目

- ・ 人権教育を基盤とした豊かな心の教育
- ・ いじめを生まない許さない学校づくりによるいじめの未然防止
- ・ 近年増加・低年齢化傾向にある「ネットいじめ」への系統的指導
- ・ 被害者の立場に立った迅速・組織的な対応

### 【前文】

- ・ いじめは人権にかかわる重大な問題である。近年、友達からいじめられた児童生徒が自殺にまで及ぶこともあり、大きな社会問題であり、国民的課題でもある。  
「いじめ防止対策推進法」に基づき、都は、「東京都いじめ防止対策推進条例」・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を、区は「台東区いじめ防止対策推進基本方針」を施行した。  
この趣旨を踏まえ、「いじめ防止対策推進法 第13条」に基づき、いじめに対する本校の「基本的な考え」および「具体的な対策」を策定することとした。  
私たちは、地域・保護者・関係機関と一丸となって、子供たちの人権と生命を組織的に守り抜いていく決意で日々の教育活動にあたる。

### 【いじめに対する本校の基本理念】

- ・ 本校は、人権教育を根幹にすえた学校（文部科学省指定校）として「自分やみんなを大切に  
する子」との教育目標を掲げている。
- ・ 本校は、個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、決して形式的・表面的に終始することなく、いじめられた児童の立場に立ち、いじめられた児童の声なき声を真摯に傾聴していく。
- ・ 本校は、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであるとの認識をもち、いじめに対する基本姿勢を以下に宣言する。

- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない、と言い切る。
- ・いじめの個々の行為は、日常的によくあるトラブルに潜んでおり、はじめは些細なことからエスカレートしていくことがよくある、との認識をもつ。
- ・いじめはおとなには気づきにくい時間や場所で行われることが多く、発見しにくいことがあると意識する。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていることをおさえる。
- ・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると知る。
- ・いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題であると自覚する。  
(体罰・暴言・恫喝・ひやかしは厳に戒める)
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている問題であると伝える。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題であることを訴える。
- ・いじめについては、児童の生命と人権を最優先にして、早期の解決に努める。
- ・いじめを助長するような差別的な教師の言動はしない。
- ・いじめの側が思いやりの心を再びもてるような環境（家庭も含む）を整えていく。
- ・いじめを傍観する児童を戒める。傍観は加担と同じように良くないことであると教える。

## 【いじめの定義】 (「いじめ防止対策推進法 第二条」より)

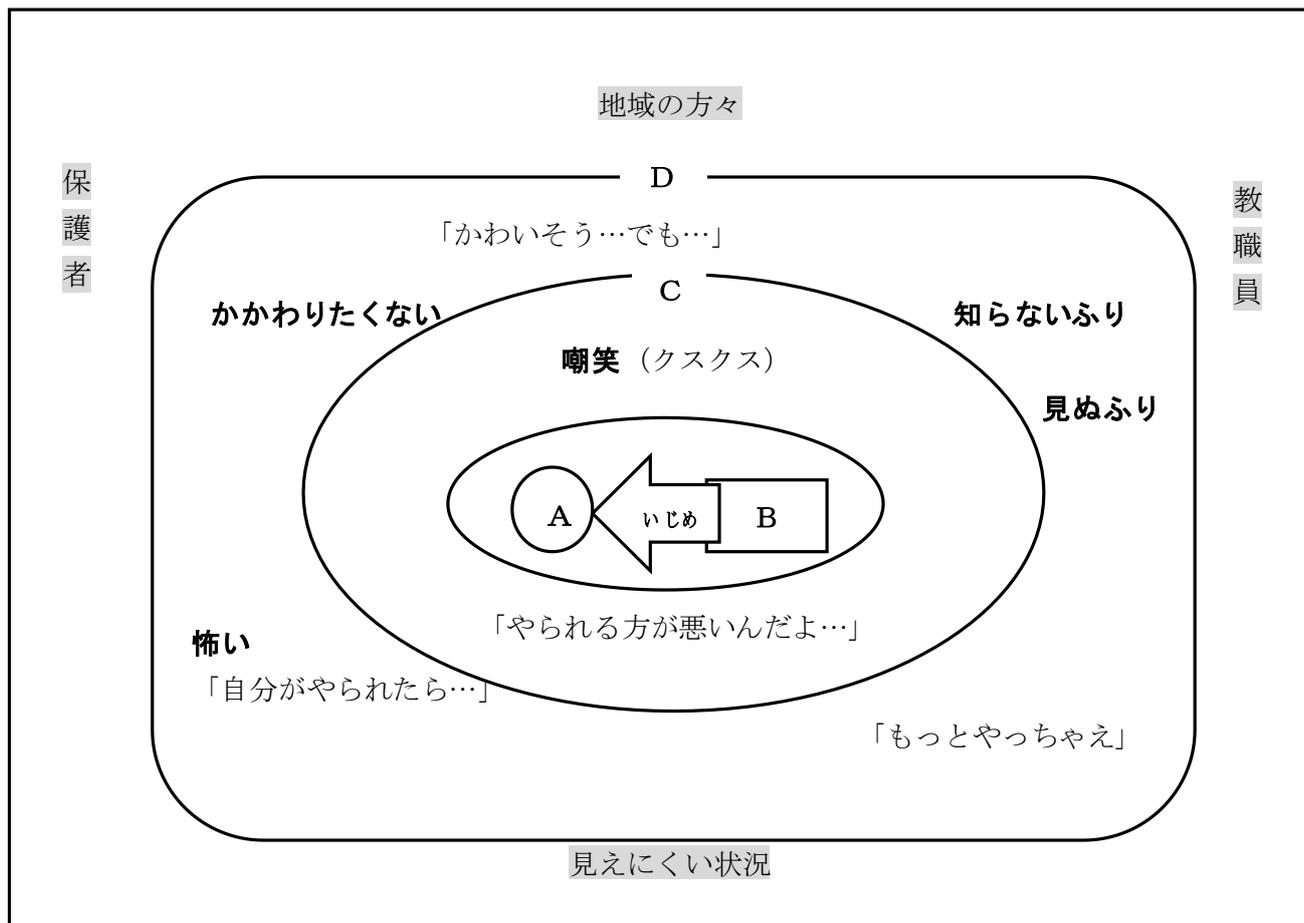
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

## 【いじめの具体的な態様】

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 黒板やノート、壁などに意地悪なことを書かれる。パソコンや携帯電話等でメールやラインなどを通じて嫌なことを書かれる。嫌なことをされる、させられる。

## 【いじめの構造図】

(「東京都教育委員会」より)



## 【いじめの未然防止のために】 (いじめを生まない・許さない学校づくり)

- いじめの兆候・小さなサインを敏感にキャッチ…そのために教師も一緒に遊ぶ
- 学級経営の充実（「いじめは絶対に許されることではない」との学級文化を定着させる）
- 児童の活躍の賞賛と居場所づくり…学級・クラブ・全校で、授業・行事で、地域で
- 一人一人の個性を尊重する教育…クラブ、なかよし班、授業や集会などでの発表・表現
- 異文化を理解し、外国籍の友達の言動を受け入れる雰囲気づくり…外国語活動など
- いじめ防止に関する授業の充実（社会科で「差別や偏見」の歴史を学ばせる）（国語科等で「言語活動」を鍛えるとともに「コミュニケーション能力」を育てる。）（体育科で「ルール」や「マナー」を身につけさせる等）
- 体験学習の推進…バリアフリーの体験や小動物との触れ合い、各種ロールプレイ
- 生き物の世話の奨励…学級内での、学級園の作物、校内の動植物の飼育・栽培など
- 読書活動の充実…図書を読み聞かせ、区立図書館との交流など
- 挨拶運動…全校の児童全員が、お互いに挨拶をしあえるように玄関に立って、運動する。
- 温かい言葉発表集会…挨拶や言葉遣いを振り返り、自分やみんなを大切にできる言葉かけを考える。
- 人権の木…周りの人に優しくされた行為を振り返り、校内に掲示する。
- 人権標語づくり…「人権に関する事柄」を標語に表す。
- なかよし班活動…異学年交流を通して互いのことを思いやる気持ちを育てる。
- 道徳授業の充実…「思いやり」「人間愛」「他者理解」等のいじめ問題に関わる主題を意図的、計画的に扱う。  
(国や都の副読本とともに台東区の副読本「こころざし高く」も活用する。)

- 情報モラル教育の充実（リテラシーも含む）…DVD活用も含め、ネットの功罪を徹底。
- 校長講話による注意喚起…適宜、「いじめ」「おもいやり」「人権」「生命」などのテーマで講話を
- 「セーフティ教室」（「ネットによるいじめ」防止のための学習を含む）…自分やみんなを大切にすることを学ぶ
- 保護者・地域への啓発…保護者会・台東区教委からのリーフレット配布・「セーフティ教室」「道徳授業地区公開講座」など
- ソーシャルスキルトレーニング…(コーチングも含む)挨拶・返事・お礼・喜怒哀楽の表現等かかわり合いの学び
- 教師の資質を高める（言葉づかい、指導のあり方、児童理解・評価などについて日々見直していく。）
- 言語を磨く…「死ね」「きもい」「うざい」「臭い」「近寄るな」「汚い」などの言葉については、特に適切に指導することが重要である。（温かい言葉発表集会への取り組みに関連させてもよい）

## 【いじめ判断の4条件】

- ① 同一集団への帰属    ② 加害行為    ③ 被害の発生    ④ 力関係の差異

## 【いじめの早期発見と早期解決のために】 (いじめを直ちに発見・解決に向かう学校づくり)

- 毎朝の健康観察の中で児童一人一人の様子を観察。  
(授業中の様子を細かく観察するとともに一緒に遊びながら全児童への毎日の声かけをする。)
- 意欲・表情・声・登校時刻・給食・持ち物(紛失物)・ケガ・遊び仲間・そうじや当番、クラブ・委員会活動など
- 看護当番はじめ全職員による「ヒヤリハット」の発見。
- 「日計表」の毎朝8:30までの管理職への提出。(気にかかる児童の実態把握)
- 連絡がなく遅刻・欠席などをさせる保護者への啓発と協力要請。家庭訪問。
- いじめの実態把握のためのアンケートを年3回実施。(6月・11月・2月)
- 担任と保護者との年2回の家庭訪問・個人面談(期間中の訪問・面談、期間以外の適宜の面談。)
- SCが実施する相談活動の充実(5年生・6年生全員面接の実施)
- 特に配慮を要する児童の家庭へSC、担任、管理職等による訪問を随時行う。

## 【いじめ対応のフロー図】

### ◆ 日頃からの未然防止

- いじめを許さない指導・明るく健全な学級経営
- 心を豊かにする様々な取組(授業・行事)・ソーシャルスキルトレーニング
- 気になった児童の対応は、担任一人では抱え込まず、組織を活用

いじめの発生

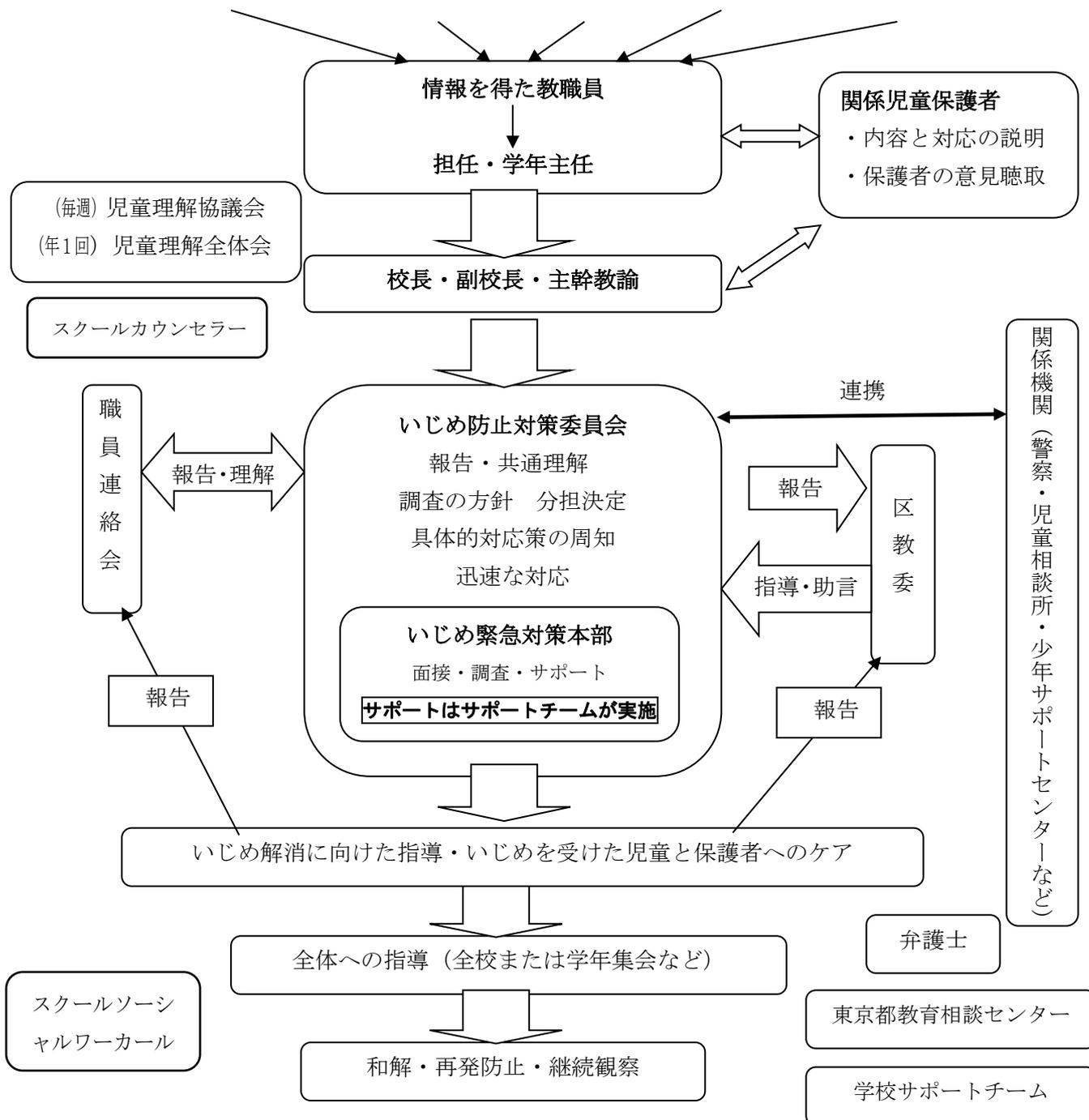
保護者からの情報

児童からの情報

日常の観察

学校関係者から

アンケートなど



## 【校内体制と対応および研修】 (いじめに素早く対応・確実な解決・繰り返させない学校づくり)

- 管理職は、「授業観察」とともに、積極的な「児童観察」を日々行う。
- 看護当番をはじめ、全職員で児童の遊びの様子を観察し、声をかける。
- 毎週木曜の「児童理解協議会」の実施。
- いじめへの早期発見・早期解決を目指した組織的対応の協議会に改革する。
- 「児童理解協議会」では、児童一人一人の顔を想起し、組織対応すべき事案について全体で共通認識するとともに、重篤な事案によっては『いじめ防止対策委員会』にかけて具体的解決をしていく。また、『同委員会』で講じた対応・対策については、必ず、「職員連絡会」等に報告する。
- 『いじめ防止対策委員会』で、いじめが認定された場合は直ちに同委員会内に『緊急対策本部』（本部長 校長／事務局長 副校長）を設置し、同本部が確実な解消に向けて、直ちに対応をする。
- 同委員会ははじめ職員全体で「いじめ」事案を認めた場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- 年1回実施していた「生活指導にかかわる全体会」については、『特別支援にかかわることの全体会』と『いじめ防止対策のための「児童理解全体会』に分け、『特別支援全体会』を年1回（6月）、

- いじめ防止対策のための『児童理解全体会』を年1回（6月）、それぞれ実施する。
- いじめ事案の報告、ケーススタディのほか、弁護士等専門的な講師を招くなどして  
職員のための校内研修会を行う。
  - 長期休業日などを活用し、全職員が区や都の「教育相談研修会」に積極的に参加するとともに、  
全職員が初級・中級相談の資格取得をめざす。
  - いじめを受けた児童および保護者への支援・サポートを誠実に行う。
  - いじめを行った児童への指導・措置および保護者への協力を要請していく。

## 【いじめの訴えを誠実に受け止める】

- 話しやすい雰囲気をつくる
- 先入観をもたずに聞く
- 相手の言葉をじっくり待つ
- 質問は少なく、内容を整理する程度にとどめる
- 勝手な解釈、評価、批評をしない

(東京都教育委員会資料より)

## 【日頃からの保護者への啓発】

- ・都や区からの啓発パンフレット等をよく読んでいただくとともに、モラルの徹底を依頼していく。
- ・保護者会等で、いじめはいつでも被害者にも加害者にもなり得るということを周知する。
- ・家庭で異変等に気づいた場合にはすぐに知らせてもらい、早い段階で一緒に解決していきたい、と伝える。

## 【保護者との面談】

- ・電話で訴えがあったら、直接面談で話を聞く。
- ・先入観をもたず、具体的な事実や心情を聴く。
- ・わが子を守り抜くという姿勢を子どもに伝えるよう助言する。
- ・ひたすらわが子の話に耳を傾けることを優先させるよう助言する。
- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針に対する理解を得るように努める。

(東京都教育委員会資料より)

## 【いじめの心理を理解して指導にあたる】

- 仲間求め(友人<仲間>を求めている)
- 欲求不満(欲求不満があり、そのいらいらを晴らしたい)
- 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- 嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- 支配欲(相手を思いどおり支配しようとする)
- 愉快感(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- 嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい、近寄せたくない)
- 同調性(強い者に追従してしまう。数の多い側に入りたい)

いじめている子供は、不満や不安をもっている場合があるので、その思いを十分に聴く。

いじめは絶対に許されない行為であり、いじめた者は責任を負わなければならないことを

(東京都教育委員会資料より)

## 【諸機関との連携】

- 児童館、こどもクラブ、教育支援館、子ども家庭支援センターなどと定期的な情報交換に努める。

- PTAや地域の「声かけ隊」の方々、「青パトロール」の方々による声かけ・パトロールなどに感謝を表し、交流の促進を依頼し、さらなるネットワークを広げていく。
- いじめを行った児童の言動の改善が見込めないと判断された場合には、「出席停止」や「転学退学」なども視野に入れた措置を講じていく。
- 重篤な事案（暴力行為・恐喝など犯罪）を把握した場合には、教育委員会と連携しつつ、速やかに子ども家庭支援センター、人権擁護委員、民生・児童委員、保護司、警察署、少年サポートセンター、児童相談所などに相談し、問題解決にあたる。  
児童の生命・身体の安全が脅かされると判断された場合には、直ちに警察署に通報する。

### 【近年増えている「ネットいじめ」の具体的な例】

- インターネットの掲示板や学校裏サイト、ブログ、プロフ等への誹謗中傷等を書き込まれる。
- 本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益になる情報を流される。
- 悪口等が書かれたメールを複数の人に転送するよう不特定多数から求められる。
- 自分宛に差出人を詐称した攻撃的なメールが届く。 （台東区教育委員会資料より）

万が一、「誹謗中傷などの書き込み」が確認された場合、①「掲示板の管理者」へ削除依頼する。  
②削除依頼をしても削除されない場合は、警察と連携したり、法務局・地方法務局に相談

## 【アンケート・面接・行動観察による実態把握の方法】

### アンケート

#### ＜実態把握のためのアンケート＞

- ① 児童同士の話し合いを禁止し、個々の児童のプライバシーを守る。
- ② 記名については、状況により判断する。
- ③ 実施年度のことについて尋ねるようにする。
- ④ どのくらいの頻度で、どのようないじめがおこっているのかを尋ねる。
- ⑤ まわりがどのように感じながら見ていたのか、第三者には話したのかを尋ねる。
- ⑥ いじめている人間をさがすための調査だと児童から受け止められないよう、肯定的な質問も用意する。

#### ＜発生場所の把握のためのアンケート＞

- ① 学校内外の地図に「楽しい場所・安全な場所」に笑顔マーク、「つらい場所・危険を感じる場所」に泣き顔マークを記入させる。
- ② 学校の各場所の写真を教室に掲示する。その写真の下に封筒を提げておく。児童には、○×印のついたカードを数枚ずつ配る。「楽しい場所・安全な場所」だと思ふ場所の写真には○印のカードを、「つらい場所・危険を感じる場所」と思ふ場所の写真には×印のカードを入れさせる。

### 面接

#### ＜いじめを特定できない段階での面接＞

- ① 周囲に児童がいない場所・途中で中断されない個室で行う。
- ② 何のために面接をするのかという課題意識をもたせて行う。
- ③ 他の児童が入室してきてしまったら温かい態度で接する。
- ④ 児童が示すストレスの兆候に配慮する。必要に応じてカウンセリングを行う。
- ⑤ 児童を責めるような姿勢ではなく肯定的・受容的な雰囲気で行い、改善策を共に考えるような面接にする。

#### ＜いじめを行っていることがある程度の面接＞

- ① グループのリーダーから面接をする。  
(リーダーが自身の言動を改めると、同調していた児童たちはしなくなる。同調していた児童が先だと告げ口したと思われ、解決がさらに複雑になる)
- ② 他の児童には、わからないように当該児童の面接を行う。

### 行動観察

#### ＜いじめの兆候の観察＞

- 観察記録を作成する。  
(ひそひそ話・冷やかし・やじ・隠語やサインの使用・自己中心的な言動・感情の起伏・行動の裏表)

#### ＜いじめ解決後の継続観察＞

- 観察記録を作成する。  
(先入観をもってはならないが、その後は上記のようなことがないか、明るい雰囲気の中で冷静によく観察する)

## 【その他】

- 「いじめ解消・再発防止」のためのプログラムを策定していく(当面は都のプログラムを活用する)
- 特別活動や道徳の時間などに「いじめ防止の授業」を行う。(展開例は当面、)
- 自尊感情・自己肯定感に関する研究をする。(当面は先行研究に学ぶ)
- 弁護士等による「法教育」の実施計画を立案する。(3年生以上に社会科で)
- 虐待防止を含めた保護者向けの人権教育研修を立案する。(GAP等)
- 教職員による登校指導・下校指導、地域の見回りを強化する。

- 「いじめゼロ宣言」カードや「SOS ミニレター」を配布し、児童の意識を高める。
- 適宜、「学校サポートチーム」や「学校運営連絡協議会」に報告・連絡・相談する。
- 「自殺予防のための教育（生命尊重・自己肯定感）を推進していく。
- 避難訓練のほか、毎月の「子供安全の日」一斉下校に全職員で下校指導していく。
- 日常的にスクールサポーター（警察）との連携・情報共有していく。
- 「ふれあい月間」などに実施するアンケートや児童・保護者との面談の記録をファイリングする。

## 【いじめ防止のための「学習プログラム」系統表】

東京都教育委員会作成の冊子「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」のP24掲載のシート

### 【いじめのない学校づくり年間計画】（「いじめ防止カリキュラム」作成をめざして）

	教育活動(常時)	主な教育活動(行事)	授業	調査関係	連携	研修等
4月	ペア登校	迎える会	4年学活「学級づくり」			
5月	定期健康診断		5年社会「アイヌ」	アンケート	家庭訪問・地域めぐり	児童理解全体会
6月		温かい言葉発表集会	6年体育「病気の予防」			
7月			6年社会「同和」			
8月			4年総合「バリアフリー」			
9月			5年社会「同和」等			
10月			セーフティ教室	5年総合「アイヌ」		家庭訪問・地域めぐり
11月		人権標語づくり	6年社会「同和・女性」	アンケート		
12月		クリーン作戦	5年社会「情報」			
1月		カルタ大会	5年総合「私にできること」			
2月			6年総合「外国人」		道徳授業地区公開講座	児童理解全体会
3月						

## 【いじめ発見のチェックシート】

東京都教育委員会作成のピンク色の冊子「東京都におけるいじめの防止等の対策」のP32掲載のシート

## 【いじめ実態調査における児童対象アンケート】

東京都教育委員会作成のピンク色の冊子「東京都におけるいじめの防止等の対策」のP26掲載のシート

## 【生活意識調査】

東京都教育委員会作成のピンク色の冊子「東京都におけるいじめの防止等の対策」のP27～P30掲載シート

## 【参考資料】

- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために」（東京都教育委員会）
- ・「東京都におけるいじめの防止等の対策」（東京都教育委員会）
- ・「いじめ防止のための参考資料1」（東京都教育相談センター）
- ・「いじめ問題の解決を図るための研修資料」（東京都教育委員会）